

せんだいこども若者プラン 2025 への教育・保育施設と 乳児等通園支援事業者等との連携・接続に関する追記について

1. 変更の必要性

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成 26 年内閣府告示第 159 号)の改正にて、市町村子ども・子育て支援事業計画(本市では「せんだいこども若者プラン2025」)に、新たに「乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項」を記載することを求められていることから、下記のとおり、「せんだいこども若者プラン2025」の計画変更を行う。

なお、計画変更については、令和 7 年 11 月 26 日に開催した「仙台市子ども・子育て会議」にて意見を聴取したうえで実施している。

2. 変更内容

「せんだいこども若者プラン 2025」の第5章「教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」の「2 教育・保育の量の見込みと確保方策」において、以下の内容を追加するよう計画を変更する。

(8) 教育・保育施設と乳児等通園支援事業者等との連携・接続について

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)は、満 3 歳以上の児童を対象としていないことから、幼稚園に対して満 3 歳児クラスの活用を働きかけるなど、教育・保育施設と乳児等通園支援事業者の円滑な連携・接続に努めます。

また、満3歳になる年度末までのこどもを保育する地域型保育事業について、卒園後も継続して質の高い教育・保育が受けられるように、施設間の連携に関する相談や支援を行うなど、教育・保育施設と地域型保育事業者の円滑な連携・接続に努めます。

※「せんだいこども若者プラン 2025」63 ページ内(7)の下部に記載(別添「新旧対照表」を参照)